

日本放射線治療専門技師認定機構の設立について

日本放射線治療専門技師認定機構
専務理事 成田 浩人

診療放射線技師が携わる業務の中で、期待される専門性は多岐にわたっている。その中で従来、学会、団体等で独自に認定制度・検定制度が構築されてきた。放射線治療分野においては、日本放射線腫瘍学会の放射線治療認定技師、(社)日本放射線技師会の臨床技能検定、(社)日本放射線技術学会のST制度があげられる。これら全ての目標は、患者に対して安全な医療の提供と放射線治療レベルの向上である。同様なベクトルを一つにまとめ学会横断的、第三者的立場での認定機構を立ち上げる事について合意され、各関連団体から設立のための委員を選出し、本機構の設立に至った。

平成17年3月に、日本放射線腫瘍学会、(社)日本放射線技師会、(社)日本放射線技術学会から選出された委員を中心に日本放射線治療専門技師認定機構が設立された。現在、理事9名、監事2名、評議員23名の体制で事業を運営している。評議員の方々には広い見知からご意見を頂けるよう各界からご就任いただき生の声を運営に反映させている。また、内部に9つの委員会を組織し、放射線治療技術に関する専門的資質や技量の充実を図り、継続的な教育システムによる研修、講習、実習等の実施、広報、調査等活発に活動を展開している。本機構は認定のみならず、首都大学東京のリニアックを借用した実習型講習会や地域のエリアマネジャーの育成など放射線治療における資質の向上に向けて実践を行っている。

現在、様々な分野で認定を意識した取り組みが行われているが、この放射線治療専門技師は、放射線治療の安全確保、がん対策基本法、医療法改正に照らし合わせながら組織されて認定者を増やして来られた良い例と言える。本機構は、関連3団体とは緊密な関係を保持しながら、財政的にも組織的にも独立した運営形態による事業を行っていて、今後は、認定者に対し技術の向上や放射線治療に関する情報交換の推進を目指して大きく発展させる計画である。産声を上げたばかりであるが、我が国の放射線治療に対する大きな期待を裏切らないよう努力したいと考える。